

資料編

警察庁 平成24年度総合セキュリティ対策会議 第2回 資料
2012年12月4日

インターネット広告業界における 市場の健全化に向けた取り組みについて

一般社団法人 インターネット広告推進協議会 (JIAA)

インターネット広告推進協議会 (JIAA) について

- ・平成11年(1999年)5月に設立したインターネット広告の業界団体
平成22年(2010年)4月より一般社団法人に移行
- ・インターネット広告(モバイル広告含む)のビジネスに関わる企業
(媒体社、メディアレップ、広告会社、調査会社、システム・サービス会社、制作会社 ほか)
157社が加盟
- ・インターネット広告の健全な発展、社会的信頼の向上のために、ガイド
ライン策定、調査研究、普及啓発など、多方面にわたる活動を行う
インターネット広告が、デジタルコンテンツやネットワークコミュニケーションを支える
経済的基盤である、という社会的責任を認識しながら、環境整備、改善、向上をもって、
広告主と消費者からの社会的信頼を得て健全に発展し、市場を拡大していくことを
目的とする
- ・インターネット広告倫理綱領(平成12年5月制定)

広告が社会の信頼にこたえるものでなければならない
広告は公明正大にして、真実でなければならない
広告は関連諸法規に違反するものであってはならない
広告は公序良俗に反するものであってはならない

参考 インターネット広告推進協議会（JIAA）役員一覧

【理事長】 平成24年（2012年）6月7日就任

秋山 隆平（株式会社 電通 取締役 常務執行役員）

【副理事長】

野村 裕知（株式会社 日本経済新聞社 常務取締役）

宮坂 学（ヤフー株式会社 代表取締役社長）

矢嶋 弘毅（デジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社 代表取締役社長）

【専務理事】

森嶋 士郎

【常務理事】

竹岡 敏行

【理事】

小川 亨（株式会社 Impress Watch）

小川 康治（ニフティ株式会社）

荻堂 盛修（エヌ・ティ・ティ レゾナント株式会社）

勝野 正博（株式会社 博報堂 D Y メディアパートナーズ）

加藤 芳浩（株式会社 朝日新聞社）

神戸 純（株式会社 mediba）

菊地 雅浩（楽天株式会社）

佐藤 功一（株式会社 TBSテレビ）

遠谷 信幸（株式会社 電通）

中里 利之（株式会社 毎日新聞社）

中里 宏（株式会社 アサツー ディ・ケイ）

長澤 秀行（株式会社 サイバー・コミュニケーションズ）

新村 尚貴（株式会社 日経BP）

原 邦雄（日本マイクロソフト株式会社）

宝珠山 卓志（株式会社 D2C）

牧野 亮（株式会社 日本経済新聞社）

武藤 芳彦（ヤフー株式会社）

山口 真（株式会社 フジテレビジョン）

米川 寛教（株式会社 読売新聞東京本社）

【監事】

有馬 誠（グーグル株式会社）

辻 正隆（株式会社 ミクシィ）

2

インターネット広告の範囲

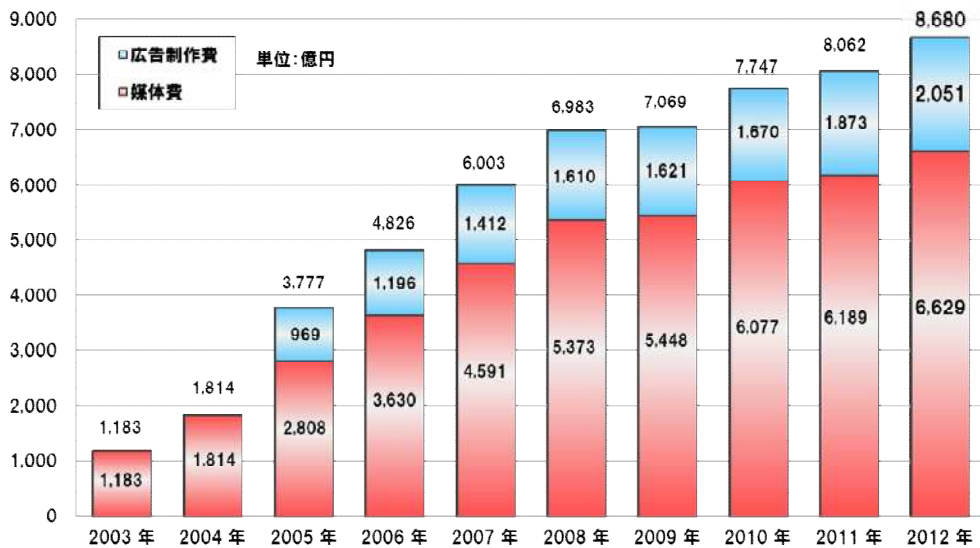
- 当協議会では、適法・適正な広告事業者による下記の範囲の「インターネット広告」を対象として取り扱う
 - ・ 「インターネット広告」とは、インターネット上のメディア（媒体社）によって用意された有償の広告枠に掲出されるものをいう
 - － ECサイトの商品紹介や、企業が自社サイトやソーシャルメディアなどを利用して行うマーケティング活動（企業広報、販売促進、パブリシティ、口コミなど）は含まない
 - ・ インターネット上のサイトに有償で掲載される広告情報のうち、次のものは「インターネット広告」の定義 に含まない
 - ・ アフィリエイトプログラム（販売代行）
 - ・ 専門情報サイトやオンラインショッピングモールでの情報掲載（求人情報、店舗情報、商品情報、クーポンなど）

インターネット広告媒体の広告掲載枠に掲出される広告そのものが「インターネット広告」の範囲であると定義する（狭義のインターネット広告）

インターネットを利用した広告宣伝・販売促進は、ECサイトや企業サイトも含め「インターネット上の広告」と総称される

3

参考 インターネット広告の市場規模（推移）



「日本の広告費」(電通)
インターネット広告費：インターネットサイトやアプリ上の広告掲載費および広告制作費

2012年の国内のインターネット広告費は8,680億円で、日本の総広告費 5兆8,913億円の14.7%
うち、媒体費は6,629億円で、前年比107.1%

4

インターネット広告の現状

- インターネット広告の市場環境は刻々と変化している
 - ・ スマートフォンが急速に普及し、スマートフォン向け広告が急伸長している
 - ・ ソーシャルメディアが台頭し、企業の広告活動に大きな影響を与えている
 - ・ データテクノロジーの活用により、メディア（媒体）の広告枠への配信からオーディエンス（人）への広告配信へとトレンドが変化している
 - ・ 国内外の多数のアド（広告）テクノロジープレイヤーが参入し、従来の広告事業者との連携が進み、急速に多様化・複雑化している
- 広告主のニーズ・目的に合わせ、媒体特性を生かした多様な広告商品がある
 - ・ インターネット広告は様々な種類と契約形態があり、広告の目的に応じて、複合的に組み合わせることで効果を最大化・最適化する手法が行われている
 - ・ 複数の媒体の広告枠を取りまとめたネットワーク型の広告商品もある

5

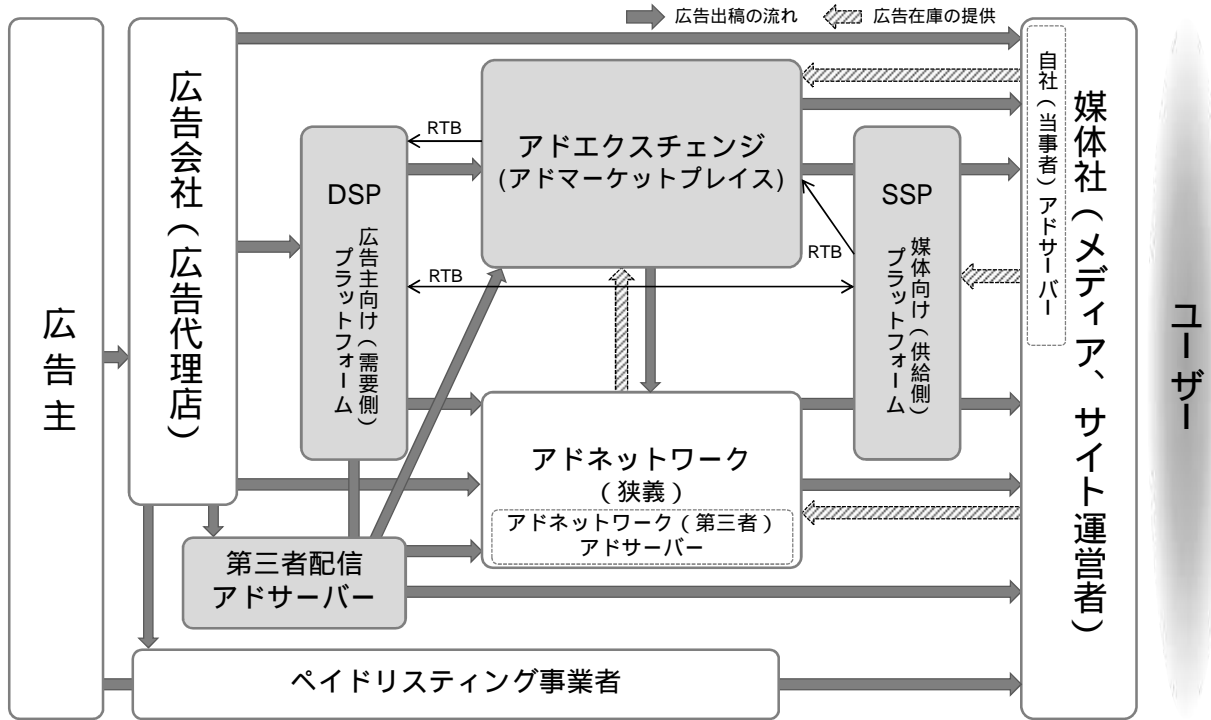
参考 インターネット上の広告の種類と取引契約形態

デバイス	種類	手法	取引契約形態
パソコン	ディスプレイ広告 ウェブ上に表示される画像による広告 (いわゆるバナー広告など)	枠売り	期間保証型 媒体が設定する一定期間の広告掲載を保証 掲載期間に対して課金される
	テキスト広告 ウェブ上に表示される文字 (テキスト)による広告		インプレッション保証型 広告が露出される回数(インプレッション)を保証 1回あたりの露出に対して課金される
スマート デバイス スマートフォン タブレット	タイアップ広告 媒体サイト内に専用ページとして 設けられる広告	-----	インプレッション課金型 露出回数、期間、クリック数等は保証されない 1回あたりの露出に対して課金される
	インターネットCM 映像や音声による動画広告		クリック保証型 広告がクリックされる回数を保証 1回あたりのクリックに対して課金される
モバイル フィーチャーフォン	ペイドリスティング 検索キーワードやウェブコンテンツに 連動して表示される広告	運用型	クリック課金型 露出回数、期間、クリック数等は保証されない 1回あたりのクリックに対して課金される
	メール広告 電子メール内に表示される広告 (メールマガジン挿入型やDM型など)		成果報酬型 露出回数、期間、クリック数等は保証されない 広告を通じた任意の成果(売上額や契約数など) に対して課金される
	アフィリエイトプログラム 広告を通じた成果に対して報酬が支払われる仕組み		枠指定型 配信数保証型
			成果報酬型(成功報酬型) 広告を通じた任意の成果に応じて 定額または定率の報酬を支払う

ネットワーク型のインターネット広告の現状

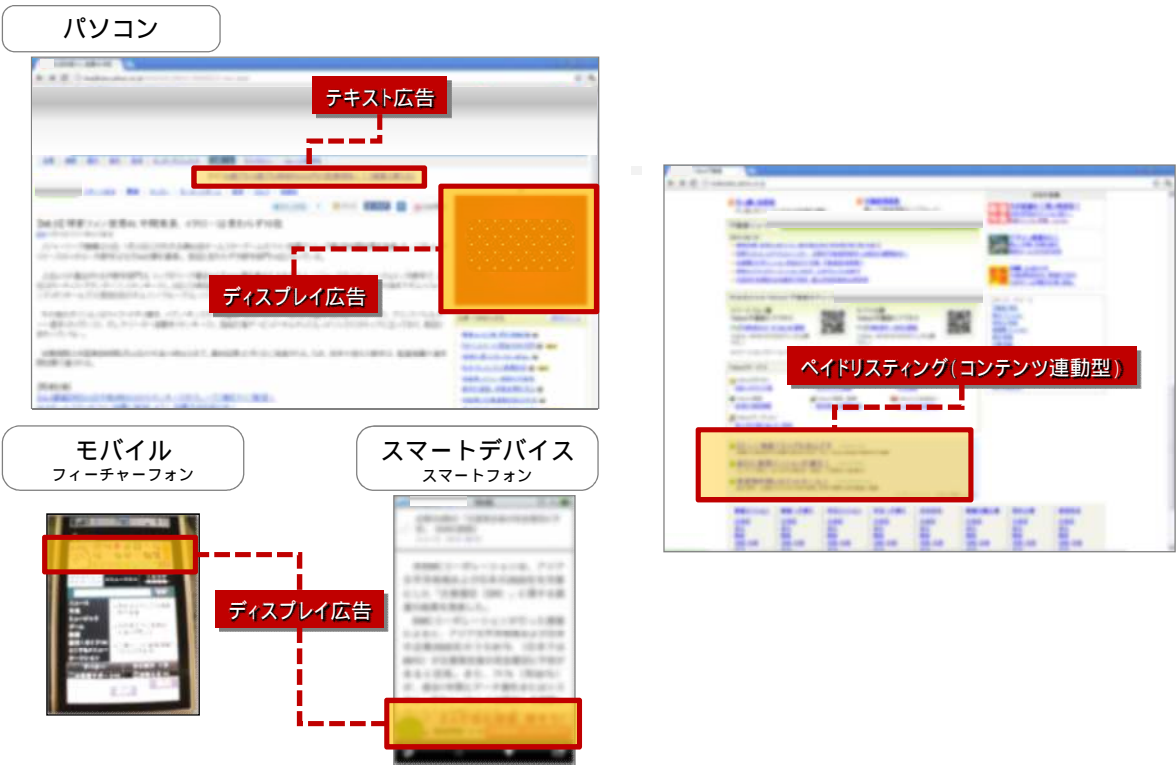
- アドネットワークとは
 - ・ 複数のサイトやページの広告枠をひとつの広告商品として束ね、アドサーバーにより一括して広告を配信する仕組み(=狭義のアドネットワーク)
 - ・ 多種多様なアドネットワークがある
 - 法人サイトだけを束ねているものや、個人サイトを含めネットワーク化しているものなど様々
 - ・ 大手アドネットワークでは、数百~数万サイトがネットワーク化され、月に数億~数百億インプレッション(広告の表示回数)の配信を行う
 - 媒体社は複数のアドネットワークに広告在庫(広告枠)を提供
- アドエクスチェンジや広告プラットフォームなど、国内外の様々な事業者との連携により、市場が拡大している(=広義のアドネットワーク)
 - アドエクスチェンジ(アドマーケットプレイス)を通じて、複数のアドネットワーク間で広告在庫の需給を調整
 - 広告プラットフォーム(DSP、SSP)との連携・接続により、複数のメディア、アドネットワーク、アドエクスチェンジを横断して、リアルタイム入札(RTB)による自動取引が可能に

参考 インターネット広告取引のフロー概念図



媒体社への広告掲載までのフローには、国内・海外の多数のプレイヤーが複雑・多様に関連している

参考 主なネットワーク型のインターネット広告の種類



課題と自主的取り組み

ネットワーク化が進む中で、当協議会及びアドネットワーク各社は、広告掲載サイトやページに広告主の意図に沿わない不適切なコンテンツが含まれないよう、自主的な取り組みにより、広告主のブランド保護、アドネットワークの質の確保に努めている

● 当協議会における業界団体としての取り組み

- ・ 「アドネットワークWG」を設置（2009年12月～2011年5月）

アドネットワーク各社が集まり、安全性・信頼性を高め市場の発展を図るために、各社の運営基準や実態、米国の業界基準動向などを共有し、課題と対応策を協議

WG参加会社：サイバー・コミュニケーションズ（ADJUST）、アイメディアドライブ（impActネットワーク）、アドバタイジングドットコム・ジャパン（Advertising.com Network）、グーグル（Google Display Network / Google AdSense）、ソネット・メディア・ネットワークス（ビジネスプレミアムネットワーク（BPN）/ TrustClick）、マイクロアド（MicroAdネットワーク）、日本マイクロソフト（マイクロソフトメディアネットワーク）、ヤフー（Yahoo! JAPAN ネットワーク）、楽天（楽天アドネットワーク）

- ・ 有害・違法サイトへの広告出稿の問題について、日本音楽著作権協会及び日本レコード協会から提供された情報を共有（2009年7月、2011年5月）

広告収入の獲得を目的とした音楽ダウンロードサイト等の違法・不正コンテンツの事例を共有し、注意喚起

10

課題と自主的取り組み

アドネットワーク各社は、不適切なサイトへの広告掲載を回避し信頼性を確保するために、それぞれのネットワーク広告商品の特性や規模に応じた運営基準を定め、種々の対応策を実施している

● アドネットワーク事業者各社における対策例

- ・ ネットワークに参加するメディア（サイト運営者）との契約（書面もしくはオンライン）を必ず行い、契約に基づいて広告配信を開始

運営基準に沿って参加の可否を審査・判定

基準外のコンテンツや禁止事項を運営基準に明記

（例：違法行為、賭博、麻薬、わいせつ、暴力、反社会的、詐欺的行為、誹謗中傷、プライバシー侵害、著作権侵害、その他公序良俗に反する表現・内容）

- ・ 個人サイトを含む場合、広告配信開始後も継続的に広告掲載サイトのコンテンツチェックを行い、運営基準に基づいてネットワークを管理

システムによる自動チェック（サイトを定期的に巡回するクロールリングなど）や、人的な目視による手動チェックを実施

広告主（広告会社）やユーザーなど第三者からの指摘・通報に対応

法人サイトの場合は、媒体社が自社のポリシーに沿った管理責任を負うことを契約に明記

11

課題と自主的取り組み

● 具体的な実施措置例

- 前述の対策により、運営基準や契約に違反している事実が判明した場合には、契約に基づき、広告配信の即時停止、契約の解除、再契約の禁止などの措置を取る
 - 法人契約のソーシャルメディア（ブログ、コンテンツ投稿サイト、SNS、掲示板など）で、ユーザーによる書き込み・投稿に違反が確認された場合、サイト運営者に対して広告掲載の即時停止、及び当該コンテンツの削除などの是正を求める
 - 個人契約のサイトやブログで違反が確認された場合、即時に広告配信を停止する（再開するには改善・再審査を必要とする）
 - 契約時と異なる基準外のコンテンツへの無断変更などが確認された場合、即時に広告配信を停止し、是正を求め、改善されない場合は契約を解除、悪質な場合は再契約を禁止する
 - 不適切な言葉が含まれているなど基準外のコンテンツと判定した場合、広告配信をブロックし、フィルター（自社広告など）を配信する（サイト運営者への広告掲載料の支払いは発生しない）
 - 事前に、違反行為により損害を被った場合の賠償請求や広告掲載料の返還請求などの契約を結んでおく
- ブランドの保護を優先する広告主に対しては、あらかじめ良質な媒体に限定したネットワーク広告商品や、掲載を望まないサイト（カテゴリーや条件）を除外するサービスを提供

12

課題と自主的取り組み

● 課題

- クローリングによるコンテンツチェックは、テキストが少ない画像・動画掲載ページなどに対して有効性が低い
- 特にUGC（ブログ、コンテンツ投稿サイト、SNS、掲示板などのユーザーによる書き込み・投稿などのコンテンツ）では、基準に反する疑いのある内容を全て確認することは難しく“いたちごっこ”の状態
- 自社媒体を持っていない場合、第三者からの通報などの情報が集まりにくい
- アドエクスチェンジ経由で、国内外の他社のネットワークから広告在庫を調達した場合、自社のアドネットワークと同等に管理することが難しい

これらの中には、今後新たなテクノロジーで解決する可能性のある課題もある

13

官民連携の取り組み（案）

- インターネット上の違法・有害情報への対策（第 1 回会議を受けて）
 - アドネットワーク事業者各社が、例えば業界団体を通じてインターネット・ホットラインセンター（IHC）などから違法・有害情報サイトに関する情報提供を受けることは有効ではないか
 - 各社の自主的な取り組みの中で提供情報を利用し、違法・有害サイトがアドネットワークに参加することを阻止、またはネットワークから排除できる可能性がある
 - その場合、各社の運営基準などに、広告掲載事後に第三者や公的機関からの指摘により違反行為が判明した場合の対処について明記することを検討
 - 官民が連携した情報交換・対策を行うことにより、インターネット広告市場の更なる健全化が期待される

日本アフィリエイト・サービス協会について



2012.12

Confidential

■ 目的

アフィリエイト・マーケティング業界の啓発活動と健全なる発展を促進するために、アフィリエイト・サービス提供者間でオープンかつフェアな情報交換と情報の発信を行い、消費者、アフィリエイト・パートナー、広告主の満足度向上に寄与する。

■ 参加会社

- 株式会社アドウェイズ
- 株式会社インタースペース
- バリューコマース株式会社
- 株式会社ファンコミュニケーションズ
- リンクシェア・ジャパン株式会社

Confidential

■ 活動内容

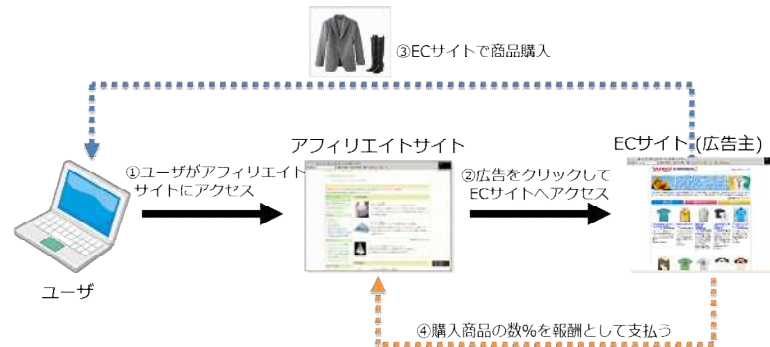
- アフィリエイト・プログラムの理解、普及促進と啓発活動
- アフィリエイト・サービスの品質を維持し消費者、アフィリエイト・パートナー、
広告主を保護するための不正行為の監視および情報の交換
- アフィリエイト・サービス提供者が順守すべきアフィリエイト事業の
ガイドラインの作成
- アフィリエイト・パートナー、広告主のためのアフィリエイト・サービスの
ガイドラインの作成
- 主務官公庁の行うアフィリエイト関連施策に対する協力
- アフィリエイト関連団体との情報交換及び各種行事の共催

Confidential

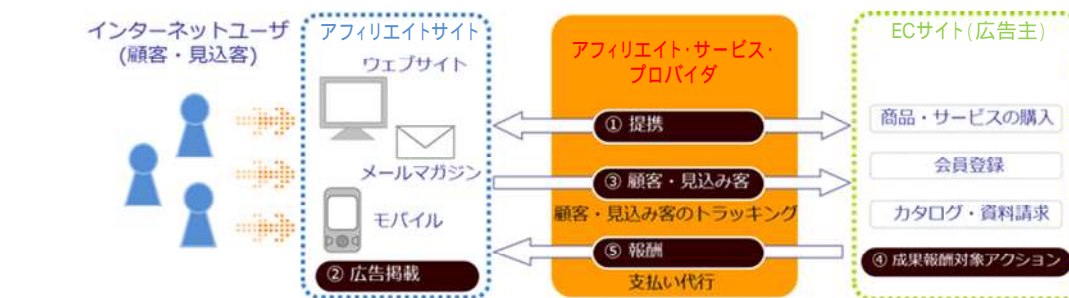
■ 官公庁・他団体との協業活動

- | | |
|---------|-------------------------------------|
| 2012年7月 | 東京都「インターネット薬事法関連広告に関する意見交換会」 |
| 2012年3月 | 警視庁「ASP連絡会」 |
| 2011年9月 | 金融先物取引業協会「FX広告への自主規制のための
金融分科会」 |
| 2011年2月 | 日本インターネットポイント協議会との意見交換会 |
| 2010年3月 | 経済産業省「電子商取引及び情報財取引等に関する
法的問題検討会」 |

■ アフィリエイトの仕組み



■ アフィリエイト・サービス・プロバイダの機能



■ 不正行為を行ったアフィリエイト・パートナーの情報の共同利用

不正対象者が加盟社を渡り歩いてその行為を繰り返すことを防ぐため

■ 対象となるアフィリエイト・パートナー

- ・ 氏名、年齢、住所などが登録者本人と異なる情報での登録
- ・ 広告のクリックを不適切に誘発すること
- ・ 第三者の情報を流用して、自分のサイトから申し込みを行い報酬を得ること(成りすまし)
- ・ 公序良俗に反する、他者の誹謗中傷や名誉毀損、違法な商活動を含む記事の掲載
- ・ 著作権、肖像権、知的財産権を含む第三者の権利を侵害している
- ・ 誇大表現を含んだ記事、景品表示法や薬事法に抵触する記事の掲載

Confidential

■ 運営ポリシーの作成

2012年11月に運営ポリシーを発表。アフィリエイト業界をさらに健全に発展させるために取り組みを強化。違法サイト、悪質サイトとの提携に繋がらないよう、アフィリエイトの健全性維持に努めています。



JASK 日本アフィリエイト・サービス協会 7

Confidential

■ 一般からの問合せ・苦情対応



< 主な問合せ・苦情 >

- ・ 不正なクリックの誘発
- ・ 画像不正二次使用
- ・ 他人の記事の転載
- ・ 物販サイトの販売個数や価格の虚偽

JASK 日本アフィリエイト・サービス協会 8

Confidential

■ 協力団体

- ・ 警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課
- ・ 警視庁サイバー犯罪対策課
- ・ 東京都福祉保険局
- ・ 総務省総合通信基盤局
- ・ 経済産業省
- ・ 厚生労働省
- ・ 日本広告審査機構（JARO）
- ・ インターネット広告推進業協会（JIAA）
- ・ 金融先物取引業協会
- ・ 日本証券業協会
- ・ 日本音楽著作権協会

 日本アフィリエイト・サービス協会
JAPAN AFFILIATE SERVICE KYOKAI 9

Confidential

 日本アフィリエイト・サービス協会
JAPAN AFFILIATE SERVICE KYOKAI

〒107-0052 東京都港区赤坂8-1-19
日本生命赤坂ビル5F
TEL.03-4590-3706 FAX.03-4590-3666
<http://j-ask.org>

PRESS RELEASE



2012 年 11 月 28 日
日本アフィリエイト・サービス協会

日本アフィリエイト・サービス協会、運営ポリシーを発表 ～不正行為への対策を強化し、アフィリエイト業界の信頼と価値の向上を目指す～

日本アフィリエイト・サービス協会(運営事務局:東京都港区、会長:飯塚洋一、以下 JASK)は、アフィリエイト業界の健全な発展のために、禁止事項を表記した運営ポリシーを発表しました。

アフィリエイトは個人が気軽に参加できる広告手法として広く認知されてきましたが、消費者の目を引くために、広告主の商品・サービスを本来以上の内容と誤認させてしまう広告表記などが増加しております。

JASK では日頃から、違法サイトや悪質サイトの通報対応や違法サイト運営者の情報共有、各官公庁との連携活動など、アフィリエイトの健全性維持に努めています。このたび、改めて禁止事項を表記した運営ポリシーを発表することで、アフィリエイト業界をさらに健全に発展させるために取り組みを強化いたします。

【運営ポリシー概要】(<http://j-ask.org/modules/pukiwiki/43.html>)

1. アフィリエイトサービスの登録時の禁止事項
2. 禁止サイトについて
3. アフィリエイトリンク掲載時の禁止行為
4. アフィリエイト目的のロコミ記事における禁止行為
5. 健康食品・化粧品に関するアフィリエイトリンクを掲載する時の禁止行為
6. 金融商品に関するアフィリエイトリンクを掲載する時の禁止行為
7. クレジット・ローン等の貸金に関するアフィリエイトリンクを掲載する時の禁止行為
8. その他禁止行為

JASK では、広告主やアフィリエイトパートナー、アフィリエイト関係者と共に安心して安全なアフィリエイトネットワークを守ることで、アフィリエイト業界への信頼と価値の向上を目指します。

日本アフィリエイト・サービス協会とは: (<http://j-ask.org/>)

アフィリエイト・マーケティング業界の啓発活動と健全なる発展を促進するために 2004 年に設立。アフィリエイトサービス提供者間でオープンかつフェアな情報交換と情報の発信を行い、消費者、アフィリエイトパートナー、広告主の満足度向上に寄与することを目的としています。

<本件に関する報道関係の方のお問い合わせ先>

日本アフィリエイト・サービス協会 運営事務局 担当:宮下、高橋

電話:03-4590-3710 FAX:03-4590-3666 メールアドレス:info@j-ask.jp

URL:<http://j-ask.org/>

<p>メインメニュー</p> <ul style="list-style-type: none"> ホーム アフィリエイト協会について 最新ページ一覧 ページ一覧 ニュース お問い合わせ サイトマップ 	<p>運営ポリシー [リロード] [ソース] [トップ] [一覧] [単語検索] [最新] [バックアップ] [ヘルプ]</p>
<p>不正パートナー情報の共同利用</p>	<p>トップ > 運営ポリシー Counter: 41, today: 7, yesterday: 7</p> <p>会員規程</p> <p>運営ポリシー</p> <p>■ こんな禁止行為していませんか？</p> <p>1.アフィリエイトサービスの登録の時にこの行為は禁止です！</p> <ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満の方の登録 ・氏名、年齢、住所などが登録者本人と異なる情報での登録 ・登録者本人が運営、管理していないサイトの登録 <p>2.このようなサイトは禁止です！</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公序良俗に反する、もしくは反するとみなされる恐れのあるサイト ・他者の誹謗中傷、名誉毀損、もしくはそれに該当するとみなされる恐れのあるサイト ・違法なマルチまがい商法、ねずみ講等、違法な商活動を行っている、もしくはこれに類するとみなされる恐れのあるサイト ・肖像権、知的財産権を含む第三者の権利を侵害している、もしくは侵害とみなされる恐れのある内容のサイト ・その他の形で法律に違反する内容が含まれるサイト ・その他、協会が社会通念上アフィリエイトとして適当でないと判断するサイト <p>3.アフィリエイトリンクを掲載する時にこの行為は禁止です！</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各広告主が禁止している行為を行うこと ・広告主によって、禁止事項が異なります。 <p>掲載する広告主が明記している条件、注意事項等を必ず確認し守りましょう！</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取得したアフィリエイトリンクを加工してサイトに掲載 ・取得したアフィリエイトリンクを、アフィリエイト・サービス・プロバイダに登録のないサイトや広告主と提携のないサイトに掲載 ・広告主のサイトや第三者のブログやサイトに掲載されている画像、文章、音楽を勝手に取得してサイトに掲載 ・著作権侵害に該当します。画像は、広告主が管理画面で提供しているもの等、著作権上問題がないものを使いましょう！記事は、自分の言葉で書きましょう！ <p>4.アフィリエイト目的のロコミ記事において、このような表示は禁止です！</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商品やサービスの品質や性能に関して、実際よりも著しく優良であるとサイトに掲載 <p>(例) 混紡の商品を「綿100%」と表示 「景品表示法の優良誤認」に該当します。事実と反する虚偽の表示や、事実よりも誇張した表示は禁止されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・明確な根拠がなく、他社の製品と比べて著しく優良であるとサイトに掲載 <p>(例) 根拠なく「日本一おいしいオレンジ」と表示 「景品表示法の優良誤認」に該当します。事実と反する虚偽の表示や、事実よりも誇張した表示は禁止されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商品価格や条件に関して、実際よりも著しく良い価格や条件をサイトに掲載 <p>(例) 通常価格が5,000円の商品を「通常10,000円の商品を、今だけ5,000円」と表示 「景品表示法の有利誤認」に該当します。事実と反する虚偽の表示や、事実よりも誇張した表示は禁止されています。</p> <p>景品表示法の詳細に関しては、下記の消費者庁のサイトをご覧ください</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例でわかる！景品表示法 (PDF) ・景品表示法 ・インターネット消費者取引に係る広告表示に関する景品表示法上の問題点及び留意事項 (PDF)
	<p>5.健康食品・化粧品に関するアフィリエイトリンクを掲載する時にこの行為は禁止です！</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医薬品／医薬部外品／化粧品／医療機器・器具(薬事法対象)に関して、法の範囲以上の効果効能をサイトに掲載 <p>(例)「この美容液でシミが消えます」と表示 「薬事法」に抵触します。表記が可能な範囲を確認しましょう！ ただし、当該医薬品が、シミが消える効能効果について承認を得ている場合であっても、使用体験談など誇大広告等になるおそれのある形でこれを表記することは薬事法上違法となりますのでご注意ください。 参照： http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kenkou/iyaku/sonota/koukoku/huteki/zenpan/ihan02.html</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康食品／ダイエット食品／サプリメント(医薬品等以外)に関して、効果効能の表示をサイトに掲載 <p>(例)「ブルーベリーが目目に効く」と表示 「薬事法」に抵触します。効果効能の表記は禁止されています。</p> <p>健康食品・化粧品に関するアフィリエイトリンクを掲載する際には「薬事法」にご注意ください。</p> <p>▼薬事法の対象となる商品(＝法の範囲で効果効能を表記することができるもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医薬品(薬など) ・医薬部外品(医薬品と化粧品の間。薬用とつくもの。入浴剤、育毛剤など)

- ・化粧品(身体に直接塗るもの、散布するものなど。スキンケア品、シャンプーなど)
- ・医療機器・器具(メガネ、コンタクト、体温計など)

▼医薬品等に該当しない商品(=効果効能を表記することができないもの)

- ・健康食品/ダイエット食品
- ・サプリメント

薬事法の詳細に関しては、下記の東京都福祉保健局のサイトをご覧ください

- ・薬事法及び関連品の広告・表示に関する規制について
- ・医薬品等適正広告基準
- ・化粧品の効能の範囲

6.金融商品に関するアフィリエイトリンクを掲載する時にこの行為は禁止です!

- ・取引を過度に誘引するような表示や、預金などの誤認を生じさせるような表示をサイトに掲載
(例)「絶対稼げる」「失敗させない」「元本保証」「安全確実」などの表示
- 「金融商品取引法」に抵触します。FX、先物取引等の金融商品の広告では様々な規制が定められていますので確認しましょう!

- ・過去の商品、サービス内容や旧会社概要などを誤った情報や古い情報でサイトに掲載
(例)過去の商品、サービス内容や、旧会社情報の表記
- 「金融商品取引法」に抵触します。正しい情報を記載しましょう!

金融商品取引法の詳細に関しては、下記の金融庁や金融先物取引業協会のサイトをご覧ください

- ・金融商品取引法について
- ・アフィリエイト広告利用に関するガイドライン(PDF)
- ・アフィリエイト広告利用に関するガイドライン[追加](PDF)

7.クレジット・ローン等の貸金に関するアフィリエイトリンクを掲載する時にこの行為は禁止です!

- ・借入を助長するような表示や、簡単に借入が可能であると誤認させるような表示をサイトに掲載
(例)「審査が甘い」「柔軟審査」「ブラックでもOK」「他社借入件数」などの表示
- 「貸金業法」に抵触します。貸付利率や限度額などの表記に関しては、特にご注意ください!

- ・過去の商品、サービス内容や旧会社概要などを誤った情報や古い情報でサイトに掲載
(例)過去の商品、サービス内容や、旧会社情報の表記
- 「貸金業法」に抵触します。正しい情報を記載しましょう!

貸金業法の詳細に関しては、下記の金融庁や日本貸金業協会のサイトをご覧ください

- ・貸金業法が大きく変わりました
- ・審査基準/広告出稿審査について

8.報酬が発生するからといってこの行為は禁止です!

- ・実在する第三者の情報を流用して、自分のサイトから申し込みを行い報酬を得ること(成りすまし)
- ・実在しない人物の情報、もしくは自分の情報の一部を虚偽の内容にして自分のサイトから申し込みを行い報酬を得ること(虚偽申込)
- ・クリックで報酬を得られるアフィリエイトリンクを報酬発生目的で複数クリックすること
- ・クリックで報酬を得られるアフィリエイトリンクを他のアフィリエイトパートナーと報酬発生目的でクリックし合うこと

※上記以外にも、各加盟社により運営ポリシーがあります

- ・アドウェイズ
- ・アクセストレード(インタースペース)
- ・パリューコマースアフィリエイト(PDF)
- ・Adnet(ファンコミュニケーションズ)
- ・リンクシェアネットワーク
- ・TGアフィリエイトネットワーク



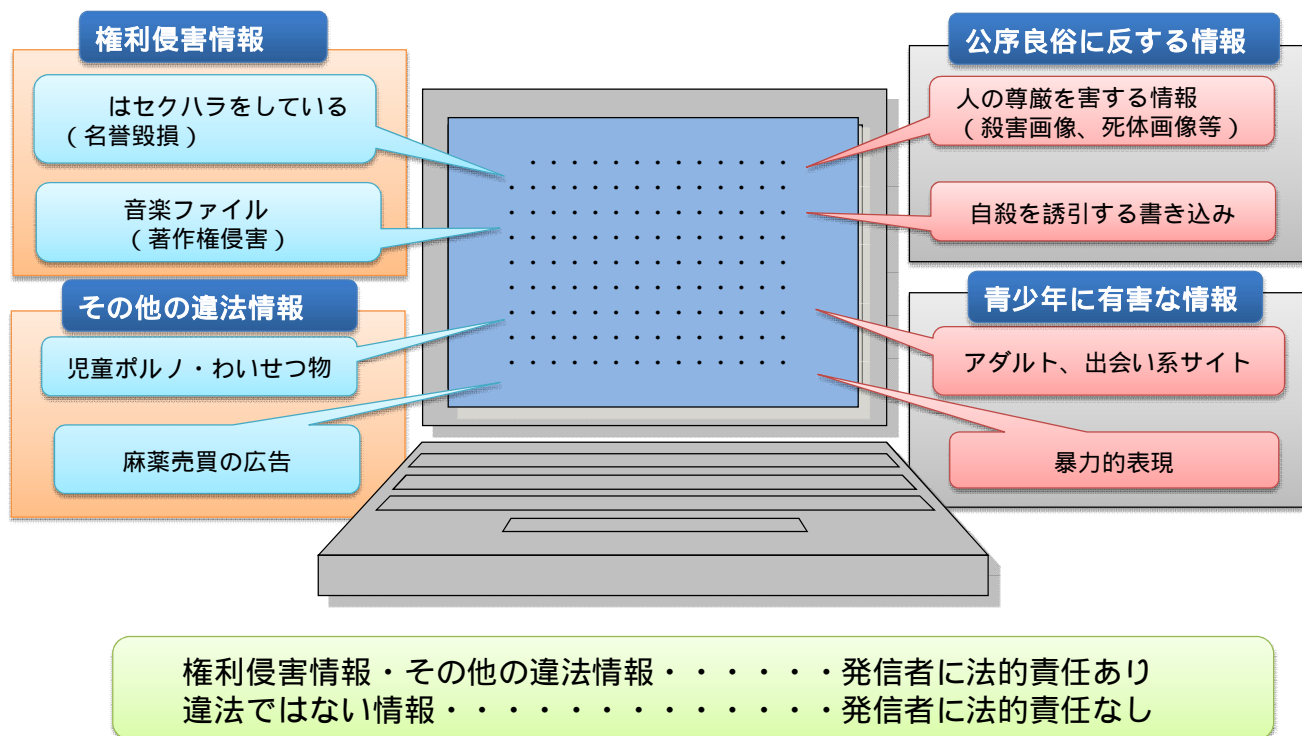
インターネットにおける違法・有害情報に対する通信業界の取り組み

平成24年12月4日

一般社団法人テレコムサービス協会 サービス倫理委員長
プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会 会長代理
(通信関連4団体) 違法情報等対応連絡会 主査
一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会 代表理事

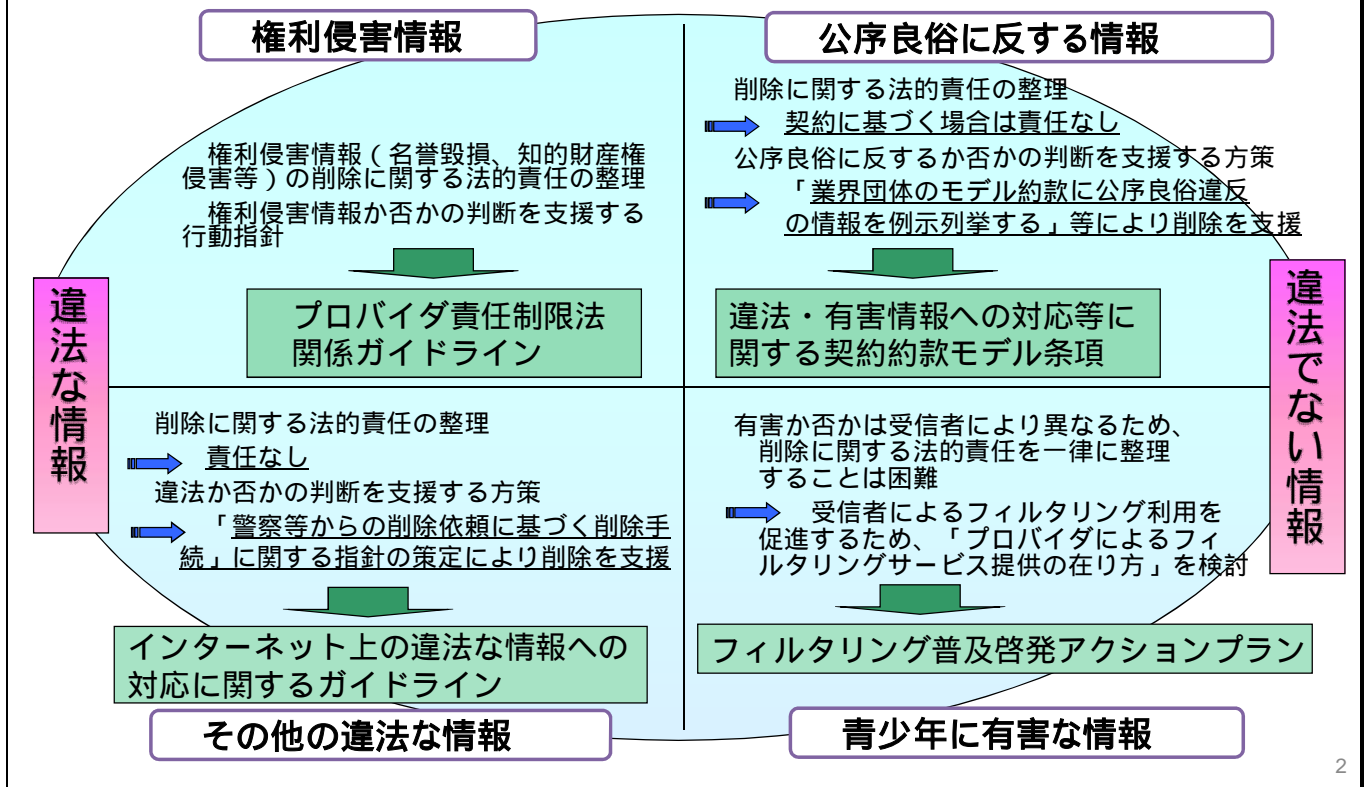
桑子 博行

インターネット上の違法・有害情報



通信業界における違法・有害情報対策の取り組み

総務省「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する研究会」報告書より作成



2

「プロバイダ責任制限法関係ガイドライン」について

名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン(平成14年5月) <平成23年9月改訂>

インターネット上で名誉毀損・プライバシー侵害があった場合に関し、被害者や法務省人権擁護機関等からプロバイダ等への削除要請の統一的手順・様式について記載。

著作権関係ガイドライン(平成14年5月)

インターネット上で著作権侵害があった場合に関し、権利者からプロバイダ等への削除要請の統一的手順・様式、信頼性確認団体を通じた削除の申出のスキーム等について記載。
法施行以降平成21年10月末までに、JASRACから約49万件の削除要請があり、そのほとんどがプロバイダ等により措置されている。

商標権関係ガイドライン(平成17年7月)

インターネットオークション等で商標権侵害があった場合に関し、商標権侵害の具体例、ネットオークション事業者等への削除要請の統一の手順・様式、信頼性確認団体を通じた削除の申出のスキーム等について記載。

発信者情報開示関係ガイドライン(平成19年2月) <平成23年9月改訂>

インターネット上で権利侵害があった場合に関し、被害者等からプロバイダ等への発信者情報開示請求の統一の手順・様式及びプロバイダ等における発信者情報を開示できる場合を可能な範囲で明確化した判断基準について記載。

(URL: <http://www.telesa.or.jp/consortium/provider/>)

3

インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン

(平成 18 年 11 月策定、平成 22 年 9 月改訂)

- ・違法な情報に関する判断基準や、警察等の第三者機関による違法性の判断を経て行う対応手続きなどを取りまとめ

電子掲示板の管理者等による違法な情報への対応

- 1 わいせつ関連法規
- 2 薬物関連法規
- 3 振り込め詐欺関連法規
- 4 貸金業法関連法規
- 5 その他の法規

電子掲示板の管理者等
自らが違法性を判断

送信防止措置等の対応

第三者機関による違法性の判断を経て行う違法な情報への対応

警察機関 又は 厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策関係機関 および
インターネット・ホットラインセンター

書式

- ・警察機関からの送信防止措置依頼
- ・厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策関係機関からの送信防止措置依頼
- ・ホットラインセンターからの送信防止措置依頼

(URL : http://www.telesa.or.jp/consortium/illegal_info/pdf/20100907guideline.pdf)

4

違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項

本モデル条項は、電子掲示板の管理者やインターネットサービスプロバイダ等が自らの提供するサービスの内容に応じて、自らが必要とする範囲内で契約約款に採用していただくことを目的としています。

第 1 条 (禁止事項)

契約者は、本サービスを利用して、次の行為を行わないものとします。

- (1) 当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (2) 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (3) 他者を不当に差別もしくは誹謗中傷し、他者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (4) 詐欺、規制薬物の濫用、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為
- (5) わいせつ、児童ポルノもしくは・・・
：
- (19) その他、公序良俗に違反し、または他者の権利を侵害すると当社が判断した行為

第 2 条 (契約者の関係者による利用)

第 3 条 (情報等の削除等)

第 4 条 (児童ポルノ画像のブロッキング)

第 5 条 (青少年にとって有害な情報の取扱いについて)

第 6 条 (連絡受付体制の整備について)

第 7 条 (利用の停止)

第 8 条 (当社からの解約)

第 9 条 (関連法令の遵守)

(注) 「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項の解説」も策定

(URL : http://www.telesa.or.jp/consortium/illegal_info/pdf/The_contract_article_model_Ver6.pdf)

5

第 1 条 禁止事項

- (1) 当社もしくは他社の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (2) 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (3) 他者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、他者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (4) 詐欺、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為
- (5) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信又は表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為
- (6) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、または未承認医薬品等の広告を行う行為
- (7) 貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為
- (8) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (9) 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為
- (10) 他者になりすまして本サービスを利用する行為
- (11) ウイルス等の有害なコンピュータープログラム等を送信または掲載する行為
- (12) 無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上他社に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為
- (13) 他者の設備等またはインターネット接続サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
- (14) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- (15) 違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含む）する行為
- (16) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- (17) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
- (18) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様又は目的でリンクをはる行為
- (19) 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
- (20) その他、公序良俗に違反し、または他者の権利を侵害すると当社が判断した行為